

## 高齢者支援ネットワーク懇話会 設置要綱

### 第1 趣旨

高齢者の生活や介護の不安の解消に向けて、行政の施策や民間事業者のサービス、そして地域コミュニティを有機的に結びつけながら、町民全体が連携し、共に支え合うネットワークの実現に向けて、高齢者支援ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### 第2 役割

懇話会は、高齢者を支援するネットワークの実現に向けた施策の方向性について検討を行う。

### 第3 組織

- 1 懇話会は、委員 13 人以内で構成する。
- 2 委員は、町内の有識者の中から、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年以内とする。
- 4 懇話会には、委員の互選により、座長を置く。

### 第4 運営

- 1 懇話会の会議は、座長が招集し、これを主宰する。
- 2 懇話会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 3 座長が事故その他の理由により、職務を行うことができないときは、その選任する委員が座長の職務を代理する。

### 第5 庶務

懇話会の庶務は、まちづくり課 企画広報係において行う。

### 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。